

Ver 1.0

**オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく
温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書**

プロジェクト名	美幌町低炭素な町づくりプロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	森林バイオマス吸収量活用推進協議会 会 長 下川町長 安 齋 保 印

提出日 2010年1月22日

受理日 _____年 月 日

最終版提出日 _____年 月 日

A：参加者情報

プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	森林バイオマス吸収量活用推進協議会		
住所	北海道上川郡下川町幸町6 3 番地		
代表者氏名	下川町長 安齋 保	担当者氏名	澤島 雅俊
担当者所属	美幌町 耕地林務グループ	担当者役職	主幹
担当者 E-mail	koutrinm@town.bihoro.hokkaido.jp	担当者電話番号	0152-73-1111
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	北海道 美幌町		
住所	北海道美幌町字東2条北2丁目25番地		
代表者氏名	美幌町長 土谷 耕治	担当者氏名	澤島 雅俊
担当者所属	美幌町 耕地林務グループ	担当者役職	主幹
担当者 E-mail	koutrinm@town.bihoro.hokkaido.jp	担当者電話番号	0152-73-1111
その他プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	北海設計株式会社美幌支店		
住所	北海道美幌町字高野9 2 番地 1		
代表者氏名	支店長 笠松 一	担当者氏名	笠松 一
担当者所属	北海設計株式会社美幌支店	担当者役職	支店長
担当者 E-mail	h-kasamatsu@hcd-web.com	担当者電話番号	0152-73-2601
プロジェクトでの役割	木質チップ製造		
事業者名(フリガナ)	美幌町森林組合		
住所	北海道美幌町字稲美2 3 4 番地 3		
代表者氏名	組合長 太田 勝也	担当者氏名	影山 健三
担当者所属	美幌町森林組合	担当者役職	参事
担当者 E-mail		担当者電話番号	0152-73-1281
プロジェクトでの役割	木質チップ製造		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	<small>シンリン</small> 森林バイオマス吸収量活用推進協議会 <small>キョウシュウリョウカツヨウスイシンキョウギカイ</small>		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	口座未取得		

※1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。代表者以外の主なプロジェクト参加者についてもパンフレット等があれば添付すること。

- ※2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。代表者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3: その他プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
- ・ 温室効果ガス排出削減活動のとりまとめを行う者
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- ※4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト参加者(代表者、プロジェクト事業者、その他)のうちのいずれかであること。
- ※6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。

B : プロジェクト活動の概要①	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>美幌町内の公共施設の中で、化石燃料を最も多く消費している公共の温泉施設「峠の湯びほろ」に木質チップボイラーを導入し（平成 23 年 1 月導入予定）、二酸化炭素の削減を図るとともに地球温暖化対策の普及啓発を図る。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>プロジェクト実施前は、峠の湯びほろでは温泉の加温、施設の給湯・暖房に A 重油焚ボイラーにより直近 3 年平均で 257,333 ㍓の A 重油を使用していた。</p> <p>プロジェクトで使用する林地残材は、美幌町内の森林の間伐によって発生する材であるが、林内から搬出し運搬する費用が高いため林内に放置されていた。</p> <p>（既存ボイラーの設備仕様等詳細は資料 3 を参照）</p>
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>峠の湯びほろに、重油焚ボイラーに替えて、木質バイオマスボイラーを新たに導入し、ボイラー燃料をこれまでの A 重油から、美幌町内の森林における林地残材及び地域内の間伐材等（プロジェクト前は林内に放置）を原料とする木質チップに代替することで、CO2 排出量を削減する。</p>

<p>B.2 採用技術</p>	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。)</p> <p>峠の湯びほろ導入バイオマス燃料温水ボイラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ binder 社製 ・ 型番：RRK 640-850 ・ 効率：80% (カタログ値では最大 90%と記載されているが、メーカ聴取による平均効率を適用) ・ ボイラ定格容量：650kW ・ 導入年月日平成 23 年 1 月予定 ・ 用途：温泉の加温、施設の給湯・暖房 <p>(詳細は資料 2 及び 3 を参照)</p>											
<p>B.3 プロジェクト実施場所</p>	<p>実施事業所名</p>	<p>木質バイオマス製造事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美幌町 (木質バイオマス資源活用業務委託先「北海設計(株)」) ・ 美幌町森林組合 <p>バイオマスボイラー導入場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「峠の湯びほろ」 										
<p>住所</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施場所</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[林地残材の調達]</td> <td>北海道美幌町美幌町内の美幌町が所有する森林 (1,205ha) において調達</td> </tr> <tr> <td>[チップの製造] 北海設計</td> <td>北海道網走郡美幌町字高野 92 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>[チップの製造] 美幌町森林組合</td> <td>北海道網走郡美幌町字稲美 234 番地の 3</td> </tr> <tr> <td>[チップボイラーの使用] 峠の湯びほろ</td> <td>北海道網走郡美幌町字都橋 40 番地の 1</td> </tr> </tbody> </table>		実施場所	住所	[林地残材の調達]	北海道美幌町美幌町内の美幌町が所有する森林 (1,205ha) において調達	[チップの製造] 北海設計	北海道網走郡美幌町字高野 92 番地の 1	[チップの製造] 美幌町森林組合	北海道網走郡美幌町字稲美 234 番地の 3	[チップボイラーの使用] 峠の湯びほろ	北海道網走郡美幌町字都橋 40 番地の 1
実施場所	住所											
[林地残材の調達]	北海道美幌町美幌町内の美幌町が所有する森林 (1,205ha) において調達											
[チップの製造] 北海設計	北海道網走郡美幌町字高野 92 番地の 1											
[チップの製造] 美幌町森林組合	北海道網走郡美幌町字稲美 234 番地の 3											
[チップボイラーの使用] 峠の湯びほろ	北海道網走郡美幌町字都橋 40 番地の 1											
<p>概要</p>	<p>Map showing project locations in Mabori town, Hokkaido. Red dots indicate: 1. Chip manufacturing facility (北海設計), 2. Biomass boiler introduction site (峠の湯びほろ), and 3. Chip manufacturing facility (美幌町森林組合).</p>											

B：プロジェクト活動の概要②

B.4 プロジェクト期間 ※1		2011年 1月1日～2023年 3月 31日 (15年 0ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※2		2011年 1月 1日～2013年 3月 31日					
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	0	98	391	391	880 資料6参照
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / <input checked="" type="checkbox"/> 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元	森林整備加速化・林業再生基金事業 (平成 22 年度)					
	補助金額 (申請額含む)	補助金 78,400,000 円					
	補助金の使途	施設整備費、委託費					
	補助対象年月日	2010年 4月 1日 ～ 2011年 3月 31日					
	補助金を受給していることを証明する書類	現在申請中のため補助金申請資料を添付(資料3)					
B.9 他制度への申請※4	申請の有無 (いずれかに○)	有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	制度名 (有の場合のみ)	/					
備考	(プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定し、影響の軽減措置を記述すること。) 特になし。						

※1: 2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2: クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

※4: 国内クレジット制度や海外の VER 制度等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである

C:方法論の適用

C.1 ポジティブ リストの適格 性基準との 整合性	C.1.1 ポジティブ リストの番号	No. <u>E001</u>
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、峠の湯びほろにおいては直近3カ年平均257,333 ㍓のA重油を使用したボイラーで温泉の加温、給湯、施設の暖房を行っている。化石燃料から未利用木質バイオマス燃料へ変換によりCO₂削減、地球温暖化防止に繋げる。(資料3参照)
	C.1.3 条件2	<ul style="list-style-type: none"> ・本プロジェクトで使用する燃料は、美幌町内の森林から出た林地残材である。利用以前は町有林内に放置されていた。(資料4参照)。
	C.1.4 条件3	<ul style="list-style-type: none"> ・美幌町は補助事業を活用し木質バイオマスエネルギーでボイラー施設を整備し、二酸化炭素削減を実行する計画であるが、峠の湯は指定管理者制度により、平成18年度から東京美装北海道(株)が施設全体の管理運営している。 ・事業全体フロー図(資料1)に示すとおり、町有林の林地残材を伐採・回収・踏み込みし、チップ化施設まで運搬するために必要な重機等の経費は町が全て負担している。本来、当該経費は、チップ製造会社(北海設計)の製造コストとなり、チップ単価に含まれるものであるが、町がチップ原料の持ち込み費用を負担することで、チップ単価は通常よりも安価な設定となっている。従って、事業者である町の投資費用として、重機等の導入経費をボイラー導入費用と共に、町の投資費用として計上する。 ・以下に具体的な投資回収年数計算結果を示す(計算詳細は資料5参照)。 <p>■峠の湯びほろ</p> <p>本プロジェクトにおける初期投資額は補助金分を控除すると32,526,683円で、A重油代替効果は年間6,937,180円のため、投資回収年数は4.7年となる。</p> <p>※なお、町有林分のチップ単価は価格未定のため計算に反映していないため、実際のA重油代替効果は減少する。</p>

	C.1.5 条件4											
	C.1.6 条件5											
C.2 適用方法論	方法論番号	JEAM001										
	方法論名称	JEAM001：化石燃料から未利用の木質バイオマスへの燃料代替に関する方法論										
C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td>(オフセット・クレジット(J-VÉR)制度の要求事項を満たす基準・手順を作成し、その根拠を表に記入すること。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td>(準拠しない部分について根拠を提示すること。)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注)全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない	(オフセット・クレジット(J-VÉR)制度の要求事項を満たす基準・手順を作成し、その根拠を表に記入すること。)	<input type="checkbox"/>	一部準拠しない	(準拠しない部分について根拠を提示すること。)	<input checked="" type="checkbox"/>
該当する	準拠の説明	説明										
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない	(オフセット・クレジット(J-VÉR)制度の要求事項を満たす基準・手順を作成し、その根拠を表に記入すること。)										
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない	(準拠しない部分について根拠を提示すること。)										
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する											
C.4 ベースラインシナリオ(BLS)	C.4.1 BLS の特定	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト実施以前と同様、峠の湯びほろでは A 重油が使用される。 <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。(木質チップボイラーが故障した場合、非常用として既存ボイラーを設置しておく。) 										
	C.4.2 BLS に関連した温室効果ガス排出源の特定	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 										
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 										

C.6 備考	<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 <p>(将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーの故障により、稼働が停止する場合。 <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
--------	---

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他

D.1 関連する許認可及び関連法令等

- (想定される関連法令等については、別紙「プロジェクト申請方法について」を参照のこと)
- 1.大気汚染防止法：第2条に規定する「ばい煙測定検査」を年2回実施。
(資料 1-P 参照)
 - 2.水質汚濁防止法：該当せず
 - 3.騒音規制法：該当せず
 - 4.振動規制法：該当せず
 - 5.景観防止法：該当せず
 - 6.廃棄物の処理及び清掃に関する法律：該当せず
 - 7.環境影響評価法：該当せず
 - 8.建築基準法：該当せず

D.2 環境影響評価及び環境測定

(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)
実施は求められていない。

D.3 住民説明会の実施状況

(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)
実施は求められていない。